

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 胸腹部臓器の機能に係る後遺障害の等級の一部を改めることとする。（別表第二関係）

二 この政令は、平成十八年四月一日から施行し、改正後の自動車損害賠償保障法施行令の規定は、同日以後に発生した自動車の運行による事故について適用することとする。（附則関係）